

債券内容説明書

平成17年12月1日現在

第1回独立行政法人国立病院機構債券



1. 本債券内容説明書（以下「本説明書」という。）において記載する第1回独立行政法人国立病院機構債券（以下「本債券」という。）は、独立行政法人国立病院機構法（昭和14年12月20日法律第191号、以下「機構法」という。）第16条に基づき、厚生労働大臣の認可を受けて、独立行政法人国立病院機構（以下「当機構」という。）が発行する債券です。
2. 本債券は政府保証の付されていない公募債券（財投機関債）です。
3. 本債券については、証券取引法（昭和23年4月13日法律第25号）第3条が適用されることから、同法第2章の規定は適用されず、その募集について同法第4条第1項の規定による届出は必要とされておりません。
本説明書は、本債券に対する投資家の投資判断に資するために、当機構が任意に作成したものであり、証券取引法第13条第1項の規定に基づく届出目論見書ではありません。
その他本債券の詳細については、本説明書の募集要項を併せてご覧ください。
4. 当機構の財務諸表は、「中央省庁等改革基本法」（平成10年6月12日法律第103号、以下「基本法」という。）第38条第3号及び「独立行政法人通則法」（平成11年7月16日法律第103号、以下「通則法」という。）第37条により原則として企業会計原則によるものとされており、機構法及び「独立行政法人国立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令」（平成16年3月31日厚生労働省令第77号）等に基づき、「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会）に準拠して作成し、当機構の監事及び会計監査人が監査を行い、厚生労働大臣の承認を受けたものです。
また、本説明書内の財務諸表は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明は受けておりません。
5. 当機構は、基本法の一環として、国立高度専門医療センター及び国立ハンセン病療養所を除く国立病院・療養所（以下、「旧国立病院等」という。）が移行して設立されました。機構法附則第5条の規定により、当機構の成立の際、現に国が有する権利及び義務のうち、旧国立病院等の所掌事務に関するものは、当機構が承継しています。

本説明書に関する連絡先

東京都目黒区東が丘二丁目5番21号
独立行政法人国立病院機構 財務部資金課
電話番号（03）5712 - 5070（代）

目 次

	頁
第一部 証券情報	1
第1 募集要項	2
1 新規発行債券	2
2 債券の引受け及び債券発行事務の委託	5
3 本債券の発行により調達する手取金の使途	6
第二部 発行者情報	7
第1 発行者の概況	8
1 主要な経営指標等の推移	8
2 沿革等	9
3 事業の内容	11
4 関係会社の状況	34
5 役職員の状況	34
第2 事業の状況	35
1 業績等の概要	35
2 対処すべき課題	36
3 事業等のリスク	37
4 経営上の重要な契約事項等	38
5 研究開発活動	39
6 財政状態及び経営成績の分析	42
第3 設備の状況	44
1 設備投資の概要	44
2 主要な設備の状況	44
3 設備の新設・除却等の計画	47
第4 発行者の状況	48
1 資本金残高の推移	48
2 役員の状況	49
3 コーポレート・ガバナンスの状況	51
第5 経理の状況	53
1 財務諸表の作成方法について	53
2 財務諸表の承認等について	53
3 連結財務諸表について	53
4 財務諸表等	53

平成 16 年度（自平成 16 年 4 月 1 日至平成 17 年 3 月 31 日）

監査報告書	54
独立監査人の監査報告書	55
財務諸表	56
決算報告書	78
事業報告書	80
財政投融资対象事業に関する政策コスト分析	104
第 6 発行者の参考情報	108
1 独立行政法人国立病院機構法	109
2 独立行政法人国立病院機構中期目標及び中期計画	119

(注 1) 本説明書に記載されている数値については、特に他の記載のない限り、単位未満を切り捨てしており、各欄の合計値と表示合計が合致しない場合があります。

(注 2) 当機構の事業年度は、通則法第 36 条により、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとされており。